

安城市都市計画税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

安城市長 三星元人

安城市規則第41号

安城市都市計画税条例施行規則の一部を改正する規則

安城市都市計画税条例施行規則（昭和44年安城市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「附則第3項」を「附則第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。